

空調設備ニュース 04

air conditioning news 2024.Apr

No.043

- 機器 □ ダクト □ 配管 □ 換気
- 排煙 □ 自動制御 ■ 他

一般社団法人 大阪空気調和衛生工業協会

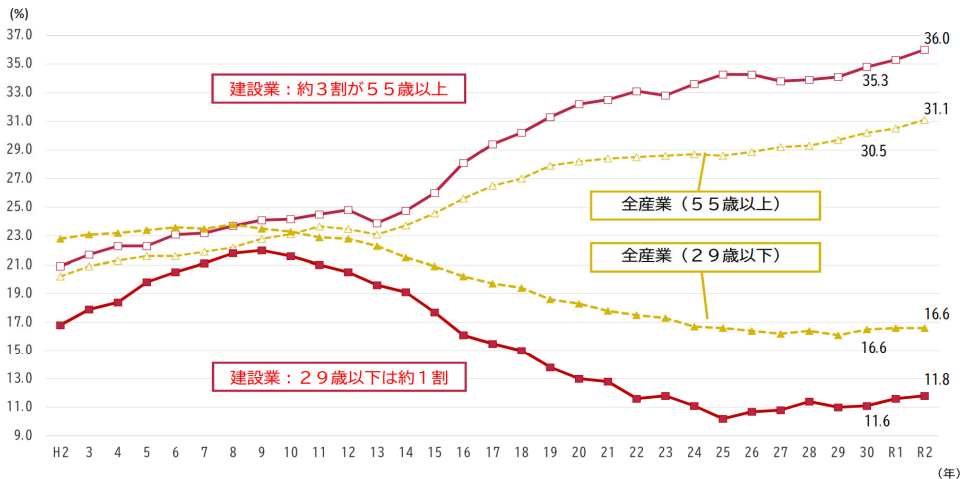
2024年度の働き方改革について

〇はじめに

「働き方改革」は働く方々が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革で、成長と分配の好循環を構築し、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持つことを目指して2019年4月に施行されました。具体的には、健康の確保、仕事と家庭生活の両立を困難にするなどの原因となる時間外労働に上限を設けられた内容になっています。建設業他においては上限規制の適用に5年間の猶予が設けられていましたが、**2024年4月から**施行されることになり、上限規制を守れない場合は**罰則**の対象となります。

〇建設業の労働人口について

建設業における労働人口は図1に示すように、年々熟練者と若者の年齢比率が開いてきており、近年では約3割が55歳以上、29歳以下が約1割となっており、全産業と比べてもその傾向は顕著になっています。時間外労働の上限規制に関して、5年間の猶予が設けられた理由は**建設業における長時間労働の常態化と深刻な人材不足**があるためです。この5年間で対策を講じることを建設業界に求められました。



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

図1. 建設業就業者の高齢化の進行

〇時間外労働の上限規制について

時間外労働の上限規制は図2のように定められました。

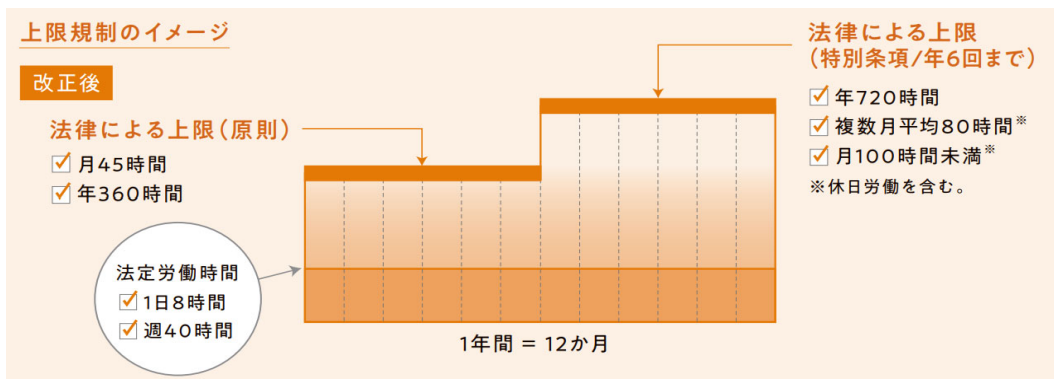


図2. 時間外労働の上限規制のイメージ

○労働時間の考え方

- ・労働基準法における労働時間とは、**使用者の指揮命令下にある時間**のことを指します。使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たります。
- ・労働者を必ずしも**現実に活動させていなくとも、使用者の指揮命令下にある時間であれば労働時間**に当たります。
- ・労働時間が否かは個別判断であるが、労働時間の考え方そのものは、業種によって異なるものではありません。

○問題になりやすいケース

- ・いわゆる「手待時間」
使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間は、労働時間に当たります。
- ・移動時間
直行直帰や移動時間については、移動中に業務の指示を受けず、業務に従事することもなく、移動手段の指示も受けず、自由な利用が保障されているような場合には、労働時間に当たりません。
- ・着替え、作業準備等の時間
使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為（着用を義務付けられた所定の服装への着替えなど）や業務終了後の業務に関連した後始末（清掃など）を事業場内において行う時間は、労働時間に当たります。
（労働時間となる例：作業開始前の朝礼、準備体操、作業終了後の清掃）
- ・安全教育などの時間
参加することが業務上義務付けられている研修や教育訓練を受講する時間は、労働時間に当たります。
（労働時間となる例：新規入場者教育の時間、KYミーティングの時間）

○労働時間削減の対策

建設業の時間外労働時間を削減するためには簡単に解決できないことが多いですが、以下に取り組むポイントを示します。

- (1) 入所時における適正工期の確保の徹底
 - ・工期のコントロールがしやすい設計施工案件の比率の向上
 - ・日建連作成「建築工事適正工期算定プログラム」の活用
- (2) 工事請負契約の適正な履行
 - ・契約外の過度なサービスや品質を追求しない
- (3) 役職員の意識改革
 - ・社員間における時間外労働の「見える化」
 - ・スケジュール共有による業務の「見える化」
 - ・改正労働基準法に対する従業員の理解度向上（理解度テストの実施、作業所への啓発活動）
- (4) 組織運用による業務量の平準化
 - ・本支店管理部門による現場支援、業務はがし
（書類作成支援、設計変更業務支援、ICTツールの普及促進支援等）
 - ・グループ会社の有効活用
 - ・事務手続きの代行、簡素化
- (5) 設計、施工段階における工夫
 - ・フロントローディングの積極活用
 - ・現場へのWEBカメラ設置の義務化による現場監視の複線化
（若手のへの遠隔による技術指導、搬出入立ち合いの待ち時間などの無駄を排除など）
 - ・BIM/CIMの活用
- (6) その他
 - ・時差出勤、テレワーク、時間年休、異動時休暇の取得等、現場状況に応じた勤務形態による勤務時間の効率的運用

※出典： 1)「建設の事業における時間外労働の上限規制について」 厚生労働省
2)「建設業時間外労働の上限規制わかりやすい解説」 厚生労働省
3)「時間外労働削減ガイドライン」 一般社団法人日本建設業連合会

空調設備ニュース

●編集 技術委員会空調部会
●発行所 (一社)大阪空気調和衛生工業協会
大阪市中央区安土町1丁目7-20 新トヤマビル3階
TEL.06-6271-0175 FAX.06-6271-0177
URL.<http://daikuei.com/>
